

## 会 議 録

会 議 の 名 称	枚方市委託業務総合評価一般競争入札評価員会議（平成25年度第3回） （個別意見聴取）
開 催 日 時	平成25年12月16日
開 催 場 所	—————
出 席 者 （評価員・50音順）	枚方市委託業務総合評価一般競争入札評価員 森田評価員、吉村評価員、遠藤評価員
案 件 名	(1) 税総合システム再構築業務委託について ① 落札者決定基準（案）について ② 落札者の決定に係る意見聴取について等
提 出 資 料 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税総合システム再構築業務委託仕様書</li> <li>・ 税総合システム再構築業務委託総合評価一般競争入札落札者決定基準（案）</li> <li>・ 税総合システム再構築業務委託総合評価一般競争入札 技術評価落札者決定基準 【別紙】（案）</li> <li>・ 【機能要件一覧評価シート】</li> <li>・ 業務機能要件一覧表（宛名）</li> </ul>
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 落札者決定基準（案）について、意見聴取が行われた。</li> <li>・ 落札候補者決定に関して、意見聴取を行うことを決定した。</li> </ul>
会議の公開・非公開 非 公 開 の 理 由	非公開 枚方市情報公開条例第6条第7号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査を行うため。
会議録の公表・非公表	公表
所管部署（事務局）	財務部総合契約検査室、財務部税制課

## 審 議 内 容

### ●案件(1) 税総合システム再構築業務について

#### ① 落札者決定基準（案）について

事務局から、本委託にかかる仕様書及び税総合システム再構築業務委託総合評価一般競争入札落札者決定基準（案）の提示を受け、意見を聴取した。

評価員：全体の評価点配分について、本件が、業務の性質上、技術点の配分が大きくなっていることは適正であろうと考える。社会的評価が全体の10分の1であることも適正であろうと思慮する。

評価員：社会的評価内の配分について、地域経済への波及効果を評価として、別とにとらえる必要があるのか疑問である。積極的に地域雇用を奨励するのであれば、(1)の多様な雇用において、地域雇用を評価してもよいのではないかと考える。障害者雇用の奨励についても、別紙3-①②③はわかりにくい。アイウの条件とともに、応募する企業にわかりやすい条件説明を工夫した方がよいのではないかと考える。法定雇用率を遵守していることが最低条件で、さらに障害者雇用を計画していることに加点理由を求めていることは理解できるが、最低雇用率すらなかなか守れていない現状を踏まえると、やや企業に酷なような気がする。

評価員：「技術評価落札者決定基準」、「4. 技術評価採点基準」(1)調達仕様書に基づく提出資料による評価点の表①イ. 項番11「災害時の対応について」の指数1.0なので最高で10点となっているが、他の項目と比較して指数は高くする必要はないのか。

評価員：「社会的価値評価」について（市の“次年度以降の検討課題扱い”は認識する。）ロ. 別紙3-①「①障害者の新規雇用、雇用率又は雇用者数」法定雇用率を遵守していても0点、2倍以上の4.20%で個別点満点の15点はどうかと考える。障害者雇用を促進する観点で、このような配点をしていることは推察できるが、他の項目で個別点の満点を得られるレベルと格段の差があると考え。現に雇用者が0名でも新規の雇用計画人数1人だと6点というのは、バランスを欠いている。雇用実績を評価すべきである。

評価員：別紙7「トライアル雇用制度の活用」では現に障害者を本採用していなくても、トライアル雇用制度を活用していれば2点加点されるのに、法定通り雇用していても0点はおかしい。別紙12のセクハラ防止対策では、法定どおり社内規定があれば2点配点されるのに、本項目では法令遵守していてもゼロ点というのでは、評価のしくみが統一的な考え方で設計されていないということを露呈しているので、改善すべきだ。

評価員：トライアル雇用は、本来の雇用に対して次善の策なので、加点の考え方は問題があると考え。本来は、別紙3、別紙4、別紙5において、本来の雇用に至らずその前段階として、トライアル雇用制度を活用する場合に、2点加点するべきものである。

評価員：ニ. 別紙8「①育児・介護制度への取組み」、「育児・介護制度への取組み」⇒「育児・介護休業制度等への取組み」、育児・介護の休暇及び休業等の取得状況に関し、労働者の構成により該当者が発生しない場合の事業所の評価をどうするのか。合理的理由なく

3点減点というのでは、公平を欠くことになる。該当者が発生しない事業所の退職者・休業者の出勤簿事由の確認で対応が可能ではないか。

評価員：大きく3つにわかれた評価点配分のウェイトについては問題なしと考える。

評価員：技術的評価の内容については、特に意見はない。しかしながら、社会的価値評価については、つぎの通り意見がある。無い物ねだり的なことになるが、今回のものに反映できないとしても、検討いただきたい。

(a) そもそも、この業務委託は、貴市のこれまでの総合評価による業務委託と異なり、労務提供型の側面よりも、期限内での役務の完成という側面を強く持っている。したがって、総論としては、そうした役務の完成という制約下で生じがちな雇用環境や労働条件への影響を考慮したものになっていることが期待される。

(b) 具体的に推察される業務体制としては、システム・インテグレータ（SI）等と総称される事業者が元請になって、

(ア) 直接雇用の労働者には専門業務型裁量労働制が適用され、

(イ) 専業のソフトウェア事業者等からシステム・エンジニアが下請負、あるいは労働者派遣契約によって従事する、

(ウ) もしくは、場合によっては独立事業者のかたちをとったソフトウェア技術者が下請負する、といった就業形態が渾然一体になったものとなりうる。そうした業務体制について 従来指摘されてきたのは、たとえば納期直前の過重な労働密度や長時間労働である。したがって、それに起因する腰痛や眼精疲労などの健康問題、あるいはメンタルヘルス上の問題、さらにはそれら業務上の疾病にかかわる労災補償の不備（独立事業者として従事するソフトウェア技術者は労災保険に未加入ということも当然あり得る）等の問題について、何の意識もなく落札者が決定されるとすれば、総合評価方式に社会的価値評価という項目を入れている意義が十分に生かされないように思われる。

(c) したがってたとえば、「本業務の期間中、労働者（下請も含む）の安全衛生管理や健康管理についてとらうとしている具体的対策」についての提案事項について加点する、といった項目などは、設定されてもよいのではないだろうか。

評価員：「枚方市税総合システム再構築調達仕様書」【総則】（案）について、P14「23. 開発環境について（1）作業環境」、p15「（2）導入体制」に関連して、派遣契約では派遣労働者への指揮命令権は派遣先（枚方市）にあり、雇用関係の契約は派遣元と労働者の間で結ぶ。これに対し、業務委託契約では受託者の判断と責任で業務が遂行され、開発作業担当者に対する指揮命令権は受託者（作業責任者）にある。この場合、枚方市担当者が開発作業担当者に直接作業指示を行う行為は違法となることに留意する必要がある。

評価員：技術評価の高い応募事業者であっても、契約締結後に実際その技術水準の業務を提供できるためには作業担当者の定着が基本であり、長時間労働による作業担当者の流動化、それを防止するための適切な労働条件の確保、技術力向上のための研修の確認等が必要と考える。

## ② 落札者の決定に係る意見聴取について

地方自治法施行令に基づき、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるか

どうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があると述べられた場合は、落札者を決定するときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならないとされている。よって、落札者の決定に関して、評価員の意見聴取をする必要があるかどうかについて、審議された結果、評価員会議は、「落札者の決定に関して意見を述べる」と決定した。

以上